

通則5及び6に掲げる手術件数(令和7年1月1日～12月31日)

・区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術		件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術		件数
胸腔鏡下手術		0
腹腔鏡下手術		0

・その他の手術		件数
人工関節置換術		18
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)、及び体外循環を要する手術		0
経皮的冠動脈形成術		0
急性心筋梗塞に対するもの		0
不安定狭心症に対するもの		0
その他のもの		0
経皮的冠動脈粥腫切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術		0
急性心筋梗塞に対するもの		0
不安定狭心症に対するもの		0
その他のもの		0